

2. 就労あっせんの事業（無料職業紹介）

昭和37年10月に設立された西成労働福祉センターは、昭和36年8月の第一回釜ヶ崎暴動后、大阪府の行政施策として急設された府労働部西成分室の機能を発展的にひきついだものである。その設立主旨は、地区労働者の不安定で異質な就労関係を正常化し、職業の安定、福祉の増進に努め、労働者の生活向上に資することを目的とする、としている。したがって、地域労働者の就労あっせんを行うことは、センターの基本的な事業であり、昭和37年以来労働大臣の許可を得て無料の職業紹介を実施してきている。

(1) 紹介（あっせん）の方法

日雇労働者の紹介（あっせん）の方法は、センターに届け出た求人条件をもとに、求人者と求職者がセンター内寄場で、直接話しあって雇用の成立をはかるという、相対方式（相互選択方式）によって、早朝6時より8時までで年末年始の4日間を除いて毎日行っている。雇用成立の時にセンターが介在するのは、求人条件を明記したセンター発行の求人ブラカードによってであり、このブラカードの掲示がなければ、求人活動を行う寄場を提供した事実を除くと、直接募集と何ら変りがない弱点をもっている。したがって、求人申込、求人ブラカード掲示を業者に行わせることが早朝紹介業務のひとつの課題となっている。求人がしやすい時期としにくい時期とでは、その実行に大きな差が出てくる。

期間雇用、常用求人の場合は求人ブラカードによる相対方式のほかに、紹介係の窓口で求職相談に訪れる労働者を紹介票によってセンターが直接紹介する方法もとっている。

なお、51年10月に「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」が施行されたのを機会に、求人事業所の登録制を実施し、センターの就労あっせんを受けようとする事業所は、求人事業所としての登録をまずセンターに行わせることとした。

あっせん場所は、昭和36年9月の分室発足当時のブラック事務所時代、

元四恩学園跡地の事務所時代のいずれも、市道尼崎－平野線の路上で青空紹介が行われていたが、45年に万国博が大阪で開催されるのを契機に、青空労働市場の解消がはかれ、あいりん労働福祉センターの施設建設をみたので、45年10月よりは当センター寄場で行われるようになった。

寄場に集散する労働者は、3,000人から8,000人とみられ、好・不況や、季節・天候に左右され、可成りの変動がみられる。労働者を移送する求人車両も同じ様に変動が激しいが、多い時には100台をこえ、寄場からあふれるほどである。49年来の不況の中で、さしもの広い寄場も閑散とする日が多かったが、建設業の景気回復をみ、今年度は久しぶりに活気を取り戻して52年2月、3月には連日100台をこえる状態で、最高は140台と47年の最盛期を思わせるほどであった。昼間は、期間雇用（住込飯場）の求人車両も駐車している。

(2) 就 労 数

昭和51年度の就労あっせん状況は別表のとおりである。日雇現金求人口、384,981名で、前年度303,248名より27%81,733名の増と、48年の不況の初まり以来3年ぶりに増勢に転じた。センター開設以来の求人の最高は47年度の786,993名で、最低は50年度となっている。高度経済成長期からの急激な落ちこみ、暗く長い不況、低成長期時代への突入はこの地区にもその大きな影響を落したのであるが、51年度の夏に入って、やっと求人状況の好転をみて、52年3月には月間求人数が54,276名と、前年同期にくらべて79%の激増となったのである。したがって、年度当初は買手市場が続いて求人車に労働者が押し寄せていたが、後半になると売手市場の状況すら現出した。

現金求人の就労数を産業別にみると、運輸業は、54,641名（14.2%）、建築業は、249,433名（64.8%）、製造業80,907名（21.0%）となっている。これを対前年比でみると、運輸業は12.6%減、建設業は、77.8%増、製造業は19.5%の減となっている。これらのことから、今年度の求人状況の好転が、建設業の求人増によるも

のであることを示している。政府の景気対策が進むにつれ、建設業の景気の回復が民間の住宅投資、公共投資を中心にそのテンポを強め、年度末には地方自治体等の発注工事の年度末の追いこみも加わって集中的な増加をみせたものである。一方、運輸業、製造業の減少は、不況からの脱出が依然として本物でなく、景気の底の冷えこみを物語っているものと云えよう。

かつては、地区労働者の就労数の4割をも占めていた港湾運送業は、昭和41年に港湾労働法が施行されて以降、港湾荷役の近代化、機械化が進行してゆく中で、急速に日雇依存を弱め、更に不況も加わって、今は登録労働者すらも減らしていつている状態となっている。

産業別就労数を職種別にみると、運輸業では、積込・入出庫が一番多く、全体61.6%を占め、次いで上乗・助手が16.5%、雑役17.0%、運転手4.9%となっている。前年に比べると、上乗助手、積込、入出庫の減少が大きく、不況による荷動きの減少、機械化による影響と考えられる。

建設業では、建築・土工雑役で就労するのが全体の97.8%をも占め、各種職人手元が1.3%、大工・左官・鳶等の職人その他が0.9%となっている。50年度に比較すると、大工、鳶、鉄筋手元工が大巾に増えており、このことからマンション建築等の住宅投資の増加、道路、下水工事、地下鉄工事等の公共投資も進んでいることがうかがえる。

製造業は、工員手元、会社雑役が58.5%、造船関係の船内掃除が14.6%、鉄鋼関係の玉掛が8.9%、製鉄関係のレンガ手元・ガラ出しが7.6%、製品の荷造梱包その他が、10.4%となっている。前年度に比較して、荷造、梱包が76.3%減、玉掛が62.6%減、船内掃除が22.6%減と大巾に減っており、生産のストップ、在庫の調整と不況の中であえいでいる姿がそこに見えるかのようである。

(3) 残留者数（未就労）

早朝紹介の終わった後、就労あっせん寄場に残っている労働者を「残留者」といってその推定数を毎日出している。本年度は累計172,400名で前年度に比べ5.8%の増となっている。仕事が増えれば集まってくる労働者

も増えるので、仕事が増えたから寄場残留者（未就労）が減るという関係にはなっていない。残留者はそのすべてがいわゆる仕事にアプレた労働者というわけではなく、初めから就労する意思のない者も含まれている。

また、この残留者数が、その日仕事にアプレた者のすべて、ということでもなく、あいりん労働公共職業安定所でセンターの紹介後、午前8時に失業の認定をする数は現況でも述べた様にこの数の比ではなく、2,000名前後を数える。

労働需要の特に多い日には、求人の充足のも遅く、業者からは「アプレ手当を支給するからだ」という苦情も出てくる。しかし、重労働と低賃金、就労の不安定さ、などを考えると、このアプレ手当の支給は当地域にとって最低必要なものと云ってよい。

(4) 賃 金

賃金は昨年度に比べ平均500円近く上昇した。50年度が不況の深化で、労働力はだぶつき、賃金も横ばい、職種によっては低下しているものまで出ていた状態を考えると、求人状況の好転がそのまま反映したものと考えられる。

地区労働者の圧倒的部分が就労する土木・建築雑役での賃金は、前年度が3,800円～4,300円の範囲が一番多かったのが、51年度になると、上半期は4,000円～4,500円、労働需要の増大を反映した下半期には4,500円～5,000円のが一番多い、というふうに大きな上昇を見せている。労働需要のピークとなった3月には、労働時間の30分短縮や、朝・昼の食事付という形での実質賃金のアップを行う事業所も出てきた。

前年度より求人が大巾に増えた、大工、鳶などの職人の賃金も1,000円～2,000円の上昇となっている。

運輸、製造業に於ける求人のかなりの部分をしめる積込・入出庫、工員手元・会社雑役などの職種も、上半期は50年度とほぼ同じ賃金であったが、後半は建設業の賃金上昇をバネに上昇をした。

現金求人事業所の多くは、昼食代、交通費の支給をおこなっているため、

実質賃金は表に示された賃金額より4～500円は高いと考えてよい。また、事業所によってはセンターに届け出た賃金額を最低として、労働者個人によって歩増しをしているようで、実質的にはもう少し高い平均賃金になるものと思われる。このことは、労働災害にあったケースなどから立証もされる。

(5) 期間雇用及び一般常用紹介

以上述べてきたのは日雇現金仕事の状況であるが、この他に、契約日数を定めて就労する期間雇用（住込み飯場）と、雇用期間の定めのない一般常用紹介の業務も行っている。

これは早朝紹介の後、9時からセンターの3階事務所窓口で求人申込みと求職相談を受けて、直接センターが紹介票を切って紹介しているものである。

本年度は、建設業の需要増を反映して新規求人事業所が223件もあった。求人届出事業所総数は今年度356事業所で、前年度230事業所を54.8%も上回った。月平均138事業所が求人の申込を行い、求人数も期間雇用12,006名で前年度より88%増、一般常用で693名、45%増と大巾な伸びをみせた。この反面、紹介数は、5,032名で3%の微増にとどまった。本年度の求人数に対する紹介率は39.6%で、前年度の66.6%に比べ大きく低下している。時期的にみると、4月から7月までと、12月が60%前後であるのに対して、現金求人の増えた8月から10月までと、2月、3月は、20%～30%と、大きな差があり、飯場就労と現金求人との関係は完全に反比例をしていることを示している。このために、年度後半は求人申込があっても直ぐに紹介出来ず、事業主より催促や苦情があったり、「センターの紹介はあてにならないので手配師を使う」とセンターへの求人申込をしなくなった事業所も出てきた。

しかし、センターの窓口での求職受付、紹介は、不況の中でより一層定着し、多くの労働者、求人者から利用されるようになったことは明らかである。このことは手配師の介在を排除することであり、明るい就労関係の

中で、よい求人・求職者が集まる状況を作り出すためにも、より一層推進することが求められていると云ってよい。

就労場所は、市内を含めて大阪府下が一番多く、兵庫、京都がそれに続く。福井県の業者が、青函トンネル工事の求人をしたこともあった。工事の傾向としては、現金求人にみられるような民間住宅工事は少く、下水道・道路・防災・宅地造成工事など土木工事が多い。

期間雇用に於ける賃金は、現金仕事より高い額が提示されており、現金求人の需給関係を反映して上下もする。本年度は50年度に比べ500円から600円高くなった。土工雑役で平均5,300円である。「喰いぬき」と云って飯代（寮費）を差引かないところもあり、その場合は800円ほど高い実質となる。

求職労働者の就労先選択の基準は、賃金と契約期間が大きなポイントとなる。例えば、同じような土木工事で賃金6,000円－1ヶ月契約よりも、賃金4,500円－5日契約の方が就労が多く、求人の充足も早い。この一例からも分るように、地域労働者の常用紹介は困難をきわめる。センターからの常用紹介には運転手が多い。

労働者が、現金仕事より期間雇用（飯場）の仕事を好まないのは、長く拘束されるのを嫌うこともあるが、飯場の実態、労働環境の劣悪さによるものであることも間違いない。

不安定な雇用関係にある地区労働者により安定した生活をしてもらうためにも、期間雇用・一般常用求人の一層の拡大が求められているし、よい労働条件で安心して気持ちよく働ける事業所を増やしてゆくことも必要である。

3. 常用化促進事業

日雇労働の不安定きわまりない生活は、これを常用定職化させることによって、正常になるのだが、この地域の労働者には、これが特にむずかしい。日雇の一面の気まぐれな自由な生活から抜け出しにくいという精神的なものを除くと、常用化の第一の障害は、住所の問題と、保証人の問題である。現在、直接的に日雇で働いている事業所で常用化される場合にはその困難性は余りないが、新たな定職を求めてということになると、そう簡単にはいかない。気心の知れた労働者の場合には職員が個人的に保証人になってあげる場合もある。第2の障害は、経済的な問題である。日雇から常用になるということは、賃金の支払が日払から月給になるということであり、一定の資金の蓄えが出来てからであれば別だが、まずそのつなぎ資金に困るということである。このほか、一定の住居に住みかえたり、多少の身なりをととのえるにしても、まとまった資金が必要である。

この常用化にあたっての経済的な問題を打開するために行っているのが、「常用化援助金」の支給と、「常用化支度貸付金」の貸与である。前者は常用お祝いに5,000円をおくり、後者は10,000円を無利子10ヶ月払いで貸す制度で、昭和38年10月より実施している。これが設けられた当時は日雇の賃金が1,100円であったので、常用化促進に一定の役割を果たして、39年には44件を数えた。しかし、その後、物価が上り、賃金が上ってゆく中で、この常用化の金額は据置かれたままであったので、利用価値はそれだけに低下しており、今では僅か3日分の賃金にしか当たらない。

本年度は常用化援助金の支給が14件、常用化貸付金が1件である。援助金の支給の殆んどが、大阪府労働部が実施している、地区労働者の技能講習により一定の技能を身につけ常用就職した者へのものである。

一方、日雇労働者の常用雇用を推進するため、雇用事業所に対して雇用奨励金の給付を昭和41年度より実施している。本年度は一件であった。

地域の労働者の雇用と生活の安定のために、常用化の促進は一層求められ

ており、これを効果的に行うためには、現在の制度と金額をもう一度見なおしてみる必要があるようである。



4. 「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」の施行に伴う 事業所登録

昭和51年10月に施行された「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」は、基幹産業として重要な地位をしめる建設業で、働いている労働者の多くが、その複雑な下請関係（重層下請）の中で、雇用関係の不明確さ、不安定さ、賃金不払い及び労働災害の多発、福祉の立おくれ等、の問題をかかえていることから、その改善を図るために作られたものである。

あいりん地区2万人の労働者の中、建設労働者は約7割をも占めており、その多くは、まさしく法で指摘される様な状態に置かれており、「法」の実効が早急に上がることは、地区労働者の積年の願いが実現することでもある。

当センターは、昭和37年10月に設立されて以来、地区労働者の就労関係を正常化し、雇用の安定を図るために努力を続けてきたところで、昭和45年10月にはあいりん労働福祉センターの建設をみて、それは大きな前進をみた。しかし、前述したようにセンターの紹介方式が、相対方式をとっているため、求人申込、センター発行のブラカードの掲示という求人者の行為がなければ、形としては事業主による直接募集と見分けがつかないので、求人者が無届けで求人を行ってゆくこともあって、その対策に苦慮してきた。

「建労法」では、①労働者の募集・雇入れ、配置に関することをはじめ、社会保険や賃金台帳、労働者名簿など雇用管理に関する事項を担当する、雇用管理責任者の選任。②労働者を雇い入れたときは、その労働者に雇用期間や従事すべき業務の内容等を記入した、雇入通知書の交付。③元方事業主の下請事業主の雇用管理の把握。④特定の地域（大阪では西成区）において通常通勤できる現場で働く建設労働者を直接募集させようとするとき、公共職業安定所へおこなう「建設労働者募集届」の届出、「建設労働者募集従事者証」の交付。⑤建設労働者の技能の向上及び福祉の増進を図るため事業主が行う建設雇用改善への助成、などがきめられている。

このことによって、センターの就労あっせんを受けない（センターへの無届

けを含む）事業所は、④で義務づけられた「募集届」を、あいりん労働公共職業安定所に提出し、「募集従事者証」の交付を受けなくてはならないことになった。

しかし、まだ「法」の周知段階ということや、センターへの求人申込事業所は、募集届出を除外していることもあって、あいりん職安への「届出」「交付」は52年3月末現在で22件となっている。

「建労法」のねらいのひとつが、雇用関係の明確化であることから、④の問題と併行して、センターの就労あっせんを受ける事業所の把握と、②の雇入通知書の交付が実行されなくてはならない。この様な立場に立って、「法」の施行に伴って、センターを利用する求人事業所の登録制を、51年11月より実施することにしたのである。

52年3月末までに370事業所がセンター利用の求人事業所としての登録を行った。しかし、51年度のセンター利用事業所数が、日雇・期間雇用・常用を含めて842事業所であるので、まだ43.9%の登録である。

登録事業所の所在地分布別状況をみると、大阪市内が147事業所（39.7%）、大阪府下が89事業所（24.1%）、兵庫県が65事業所（17.6%）以下、京都23、滋賀13事業所となっている。毎日の様に求人に来る常連の事業所がやはり多い。業種別にみると、建設業関係が309事業所（83.5%）、運輸関係が26事業所（7.0%）、製造その他が35事業所（9.5%）である。雇用形態別では、日雇現金関係が140事業所（37.8%）、期間雇用が230事業所（62.2%）となっている。

今后もなお一層、関係事業所の登録をすすめる一方、登録事業所へは、雇用労働者に「雇入通知書」を発行するよう啓もうする必要がある。